選　考　実　施　要　領

件　　名　令和９年度防衛省共済組合初任研修に係る講師派遣

１　適用範囲

この要領は、令和９年度防衛省共済組合初任研修に係る講師派遣の選考方法について規定する。

２　目的

新規採用職員が共済組合職員として、また社会人として必要な基礎的素養を取得するために、共済組合の業務全般の基礎知識に加え、「簿記の基礎知識」及び「ビジネスマナー」について専門的な知識を要する講義を予定していることから、官公庁・民間企業等での豊富な講義実績のある業者を選定して部外講師の派遣を依頼し、より高い研修効果を期待するものである。

３　研修の概要

⑴　日　時

ア　簿記の基礎知識

令和９年４月１５日（木）１５：００～１８：００（３時間）

イ　ビジネスマナー

令和９年４月１６日（金）１０：００～１６：００（５時間）

⑵　会　場

防衛省市ヶ谷庁舎（東京都新宿区市谷本村町５番１）

⑶　対象者

防衛省共済組合職員６名予定、その他聴講生（若干名）

４　選考スケジュール

選　考　項　目	期　間
選考実施の周知、見積書及び企画提案書受付	１１月１６日（月）～１月　７日（木）
選考委員会による評価	１月　８日（金）～１月１８日（月）
派遣業者の決定及び通知	１月１８日（月）以降

５　選考の参加

選考に参加する者は、次に掲げるすべての事項を満たすこと。

⑴　予算決算及び会計令第７０条に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和０７・０８・０９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＤ以上の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　現に防衛省から指名停止等の処分を受けている期間中の者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省共済組合と契約を行おうとする者でないこと。
⑸　その他仕様書等にて提示する要件を満たしていること。

６　選考
⑴　共済組合内に選考委員会及び選考委員会事務局を設置し、一般競争（総合評価方式）にて、以下のとおり選考を行う。
ア　選考委員会
　見積書及び企画提案書に基づく提案の評価及び契約業者の決定
イ　選考委員会事務局
　仕様書、実施要領及び評価基準の策定、契約手続その他本契約に係る事項の実施
⑵　評価基準
　別紙「企画提案書等評価要領」参照
⑶　選考は非公開で実施し、結果については派遣業者決定後、選考参加者のみ通知する。

７　提出書類
提出書類については、「簿記の基礎知識」及び「ビジネスマナー」について以下の書類をそれぞれ提出することとする。
⑴　見積書
ア　様式は任意とする。
イ　宛名は「防衛省共済組合本部長」とする。また、日付は令和９年１月７日（木）とし、履行完了予定日まで有効であること。
ウ　「諸謝金」及び「資料作成費」を必須見積事項とする。その他必要に応じて適宜項目を追加すること。
エ　諸謝金は、各省庁の諸謝金支出基準額である１時間当たり１１，８００円（税込）を上限額とする。
オ　見積書に記載された金額をもって落札価格とするので、追加費用が生じないよう見積額を決定すること。
カ　見積金額に交通費を含む場合は、二重課税とならないよう課税対象外とする。
キ　提出は郵送または電子メールにて受け付ける。
⑵　企画提案書
ア　様式は任意とする。

イ　研修全体の概要、仕様書に記載されているカリキュラムの各項目、タイムスケジュール、講師のプロフィール及び契約後のスケジュールを必須記載事項とする。

ウ　企画提案書は、専門的用語には解説を付けるなどして提案内容が容易に理解でき、かつ具体的な内容であるよう努めること。

エ　講師プロフィールには、経歴、保有資格、専門分野及び研修実績（直近３年間以上。対面形式のみとする。）を記載すること。

オ　提出は「（１）見積書」とともに郵送または電子メールにて受け付ける。郵送の場合は、５セット提出すること。

⑶　全省庁統一資格（写し）

見積書等提出日において有効であるものに限る。

８　提出期限

令和９年１月７日（木）１５：００

※郵送にて提出の場合は、同日付必着とする。

９　契約に関する事項

⑴　研修にて使用する資料は全て契約相手方が必要部数を作成、または各資料が著作権上支障のない場合は、データ（ＰＤＦ形式）による提出とする。

⑵　適用する契約条項

ア　役務請負契約条項

イ　談合等の不正行為に関する特約条項

ウ　暴力団排除に関する特約条項

エ　個人情報保護に関する特約条項

１０　その他選考に関する事項

⑴　本選考に係る一切の費用は選考に参加する者が負担する。

⑵　本選考の参加に際して知り得た一切の情報等を、共済組合側の許可なく第三者へ提供してはならない。

⑶　本実施要領その他選考に関して疑義が生じた場合の問合わせは、電子メールのみにて受け付ける。その際「１１　見積書等提出先及び選考に関する問合わせ先」に提示する宛先に連絡すること。

１１　見積書等提出先及び選考に関する問合わせ先

〒１６２－８８５３

東京都新宿区市谷本村町５番１

防衛省共済組合本部　人事班人事第２係

e-mail: kenshu@maa.mod.go.jp